

岐阜市立三輪南小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4月 1日策定
平成 29 年 11月 1日改定
平成 31 年 3月 27 日改定
令和 元年 8月 27 日改定
令和 2年 4月 30 日改定
令和 2年 6月 26 日改定
令和 3年 4月 1日改定
令和 4年 4月 1日改定
令和 5年 4月 1日改定

はじめに

ここに定める「岐阜市立三輪南小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。何よりも大切で尊い命を失った事実は悔やみきれない、取り返しのつかないことである。これは、どこ の学校でも起こる可能性があるという危機感をもち、私たちは、いじめは「どの子」にも「現在」起きているという認識をもち続け、教師と子ども、保護者が協働し、大切な命と尊厳をみんなで守っていくという決意で、基本方針を見直すものとする。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

（1）いじめの定義

いじめ防止対策基本法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の 人物的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）理解

- 「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童 や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されること のないように努めることが必要である。
- 「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被 告者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図ることが重要であ る。

（3）いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が 経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により 心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感 じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等 により確認するなど適切に対応する。

(4) いじめに対する基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等にあたる。

- ① 「いじめは、絶対に許さない」
 - ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識をもち対応する。
- ② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」
 - ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも「今」起きているという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。
- ③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
 - ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報収集する必要がある。
- ④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」
 - ・いじめは一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対した個への指導にとどまらず、学校・学級など集団に対しても繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としてのいじめに対する構え

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- 1 どの子も全力で応援する →誰も一人ぼっちにさせない。
- 2 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する。
→いじめはみんなで必ず止める。
- 3 いつでもどんな相談も聞く→どんなことも受け止める。
- 4 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう。
→直ちに問題解決に立ち上がる。

① 「いじめは許さない」

「いじめは、絶対に許さない。」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人ひとりに徹底する。「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人ひとりを大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成していく。

② 「あきらめない」

いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

③ 「全職員で対応する」

校長を先頭に、全ての職員が、一致協力した組織的な指導体制により対応する。

④ 「最優先課題として対応する」

学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る（授業を止めてでも）。

⑤ 「家庭、地域との連携・協力を密にする」

学校と家庭、地域が連携し、問題解決に向けて互いに協力し合って未然防止、対処を行っていく。

(6) 保護者の責務等

「いじめ防止対策推進法」第9条に「保護者の責務」が定められている。

学校と保護者の連携は、いじめの未然防止や対応等においてとても重要である。学校は保護者・地域と協力しながら、いじめ問題に対応していく。しかしながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行い、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する必要がある。また、保護者は学校が講するいじめの防止等のための取組に協力する必要がある。

- 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
 - 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
 - 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、第三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

<保護者の役割>

- ・子どもとの対話を心掛け、子どもの変化や悩み等について話し合ったり、学校に相談したりするなどしながら、子どもが自分の力で解決できるように支援する。
- ・「いじめは人として絶対に許されないこと」「相手を思いやる心をもつ大切さ」「まじめに一生懸命頑張るすばらしさ」などについて機会を見つけては子どもに伝える。
- ・子どもの周囲でいじめの心配があるような情報を得た場合は、「きっと大丈夫だろう」などと安易に判断せず、我が子にも無関心な立場をとらせるのではなく、止める勇気をもつことや誰でもよいので伝える勇気などについて助言する。
- ・我が子がいじめをしてしまった場合には、保護者としての責任の取り方を我が子に見せるよいチャンスととらえ、被害者の児童・保護者に謝罪すると共に、帰宅後は改めて我が子にことの重大さを諭す。
- ・問題後には、我が子の小さな頑張りや努力をとらえ、認め・励ます。
- ・我が子がいじめを受けてしまった場合は、学校等とも相談しながら、子どもの心に寄り添い解決に向けて支援する。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導等）

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感・充実感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての児童が、大切な学級の一員であり、一人ひとりが仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組めるよう指導する。

(2) 安心感を生み出す指導（仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備）

- ・学校教育活動全体を通して、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導していく。
- ・「学級・学校に居場所がある。」と実感できるよう、心を支える教育相談に努める。

(3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや苦しみを理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人ひとりに命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(4) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力育成）

- ・学校における教育活動全体において、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ①全ての児童が、自己有用感や自己肯定感を感じとることができるようにする。
 - ②共感的な人間関係を育成する。
 - ③自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、これらを介した誹謗中傷等への適切な対応やインターネット上のトラブル、SNSの使い方等について、啓発や情報モラル教育等について指導を充実していく。

3 いじめの早期発見・早期対応

いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを目指すとともに、いじめの早期発見・早期対応のための「いじめ事案指導のながれ」を定め、以下の(1)～(7)の通りに取り組んでいく。

(1) いじめがあった時に見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

【傍観者とならないための対応、いじめ発生時対応演習、互いに仲間の変容に気付ける目】

- 傍観者とならないための子どもたちの対応力を養う。いじめを発見した際に、すぐさま声をあげができるようなSOSの出し方や誰にでも相談できる体制づくりを強化する。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、教師による日常的な声かけ、チェックシートの活用、自宅での定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で児童の小さな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かしていく。いじめを受けていると思われる事案については、適切かつ迅速に情報共有をして対処する。必ず校長までの報告を徹底する。
- 学級担任や少人数指導担当、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さないようにし、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーやほほえみ相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底

【いじめ対策監による見守り、迅速かつ組織的に対応するための校内組織、迅速かつ適切な情報共有】

- いじめ対策監による校内を巡視しての見守り、迅速かつ組織的に対応するための校内組織の立ち上げ、迅速かつ適切な情報共有の連携体制の徹底を図る。

(4) 教育相談の充実

【あらゆる機会を捉えた教育相談】

- 年3回、担任が学級の全児童を対象に教育相談を行う。（全校一斉に、「教育相談週間」を設ける。）
- 教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢で教育相談を進めていく。特に、問題が起きていないときこそ、信頼関係が築けるように児童理解に努めていく。
- 問題発生時においては、「大丈夫だろう。」と安易に考えず、情報を共有し、問題が深刻になる前に、早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談にあたる。
- 児童の変化に組織的に対応するため、いじめ対策監・生徒指導主事・教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラーやほほえみ相談員、スクール・ロイヤー（弁護士）等、全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(5) 教職員の研修の充実

【学校いじめ基本方針の理解、組織的対応の徹底、事例研修、主観的理解と客観的事実を区別した事実確認】

- 年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて、適宜職員研修を行います。「いじめ防止、これだけは！」「教育相談、これだけは！」等の啓発資料を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に取り組むことができるよう校内研修を充実する。
- いじめの事案があった際には、事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(6) 保護者・地域との連携

【保護者、地域住民に積極的な情報提供依頼、事案発生時に関係する児童の保護者へ確実に情報提供、管理職による情報提供の履行の見届けいじめの解消に向けた保護者との前向きな協力関係づくり】

- いじめが確認された後には、いじめた側、いじめられた側ともに保護者への確実な報告をその日のうちにを行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめは許されないことを自覚させるとともに、いじめられた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめた児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にしていく。いじめの問題がこじれないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導にあたり、児童の今後の生活に向けて、一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力

関係を築いていく。

(7) 関係機関等との連携

【教育委員会への報告、関係機関との情報共有や指導の際の連携、各種相談窓口の紹介】

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や子ども・若者総合支援センター（エールぎふ）、子ども相談センター、民生児童委員、警察署、学校運営協議会委員、スクール・ロイヤー等とのネットワークを大切にして情報連携と行動連携を行い、いじめの未然防止や問題の早期解決を図るように努めていく。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決にあたる。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

(法の規定を踏まえ、構成員を明確にして設置すべき組織について)

いじめ防止対策推進法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校は基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒の指導及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、いじめ対策監、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会代表、民生児童委員、スクールカウンセラー、ほほえみ相談員、弁護士、医師（学校医）、人権擁護委員 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容
4月	<ul style="list-style-type: none">・職員研修会の実施（前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達）・始業式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明・教師による「よいことみつけ」（児童への視点の掲示）・学校だよりや学校ホームページ等による「方針」の発信・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態とその対応について）・PTA総会で「方針」の説明
5月	<ul style="list-style-type: none">・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施・学校運営協議会で、「方針」の説明
6月	<ul style="list-style-type: none">・第1回心のアンケート、教育相談の実施（各学級）・いじめ未然防止のための学年集会、全校集会・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施・いじめ防止強化週間・アセスメントシステム（STAR）の実施
7月	<ul style="list-style-type: none">・心のアンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け・いじめについて考える日・職員会（夏季休業前、夏季休業中のいじめ防止対策について）※県いじめ調査①
8月	<ul style="list-style-type: none">・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会及び教育相談研修会）
9月	<ul style="list-style-type: none">・校内「いじめ未然防止・対策委員会」
10月	<ul style="list-style-type: none">・学年会（いじめ防止対策の取組について中間交流）・第2回心のアンケート、教育相談の実施（各学級）・学校運営協議会の実施

11月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関わる心のアンケート（無記名式）の実施 ・「ひびきあいの日」に向けた取組 ・心のアンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会（冬季休業前、冬季休業中のいじめに関する指導について） ・職員研修会（いじめ防止対策・いじめ対応等の交流会）※県いじめ調査②
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回心のアンケート、教育相談の実施（各学級） ・職員会（本年度のいじめ防止取組の反省と来年度の計画） ・第3回心のアンケート実施後に即時対応・指導・事後指導などの見届け
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・学校運営協議会で、いじめ防止取組といじめ対応の説明
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより等による本年度の取組の紹介 ※県（国）いじめ調査③ ・職員会（次年度のいじめ防止基本方針の見直しについて）

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示）

【組織対応】

- ・「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童生徒への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者へ指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童生徒に対しては、3ヶ月は毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様にいじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

[大まかな対応順序]

【いじめ事案の指導の流れ図参照】

(2) 「重大事態」と判断した時の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたときについては、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において、次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ①いじめの未然防止の取組に関すること
 - ②いじめの早期発見の取組に関すること
 - ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

○個人調査について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導記録との並びで保存期間を5年とする。

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。

○校種間・学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を隨時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編制や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。